

産業建設委員会会議録

- 1 日 時 令和5年11月9日(木曜日)
開会 午前 9時56分
閉会 午前11時32分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 三 上 周 治 副委員長 小 西 利 一
委員 太 田 善 介 委員 荒 木 将之介
委員 深 見 昌 宏 委員 小 川 進 一
委員 加 藤 保 博
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西 村 佳 子 同次長 宇 野 裕
同議事係主査 小 野 達 司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中 島 邦 夫 政策監 難 波 敏 文
財政課長 横 田 優 子 財政課主幹 岡 真 理
産業部長 西 川 茂 農林課長 小 川 正 義
農林課主幹 中 山 知 輝
建設部長 河 田 秀 則 建設部参与 赤 澤 康 明
都市計画課長 荒 木 久 典 建築住宅課長 八 重 信 幸
環境水道部長 三 宅 伸 明 下水道課長 木 村 勝 彦
下水道課主幹 岡 崎 一
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) 地区計画制度の概要と進捗状況について
報告事項
(1) 都市公園のトイレの現状について
(2) 市民農園の現状及び新設農園の進捗状況について
(3) 中原雨水渠整備について
- 7 議事経過の概要 別紙のとおり
- 8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午前9時56分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の(1)、地区計画制度の概要と進捗状況についての調査に入ります。

当局の説明をお願いいたします。

都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 調査事項(1)、地区計画制度の概要と進捗状況について御説明いたします。

まず、資料1のほうで、各地区に説明に回るときのパンフレットとなっております。

1ページ目に地区計画の概要を記載しており、裏面に地区計画をつくるまでの流れを記載しております。

それでは、この制度が始まった経緯から御説明させていただきます。

令和4年4月1日から改正都市計画法が施行され、近年の大雨をはじめとする災害状況を踏まえ、浸水や土砂災害が想定される区域では現行の50戸連たん制度、これは市街化調整区域において55m以内の間隔で50戸以上の住宅等が連なっている区域では新規住宅建設というのが可能であったものを使っての新規の住宅建設というのが基本、できなくなりました。

ただ、こういった地区においても、自治会等の単位で、この場所には新規住宅を建てられるところ、この場所は農地を守るところと区域を定め、地区計画をつくった場合には、新規住宅の建設が可能となっております。これを市街化調整区域での既存集落維持型の地区計画と言います。この既存集落維持型の地区計画は、今後の人口減少により市街化調整区域での集落が維持できなくなり地域活動や地域活力が低下してしまうことが懸念されることから、集落を維持するためできた制度であります。ですので、人口減少対策とも位置づけられます。

とはいえ、100年から150年、または1,000年に一度の大雨により浸水が想定される区域ですので、大雨等災害における体制、避難経路や要支援避難者の移動確保などについて地区防災計画を定めることが必須の条件となっております。

また、区域の規模については町内会や自治会単位を基本としております。また、公民館等地域活動拠点から半径500m以内であるとか、区域は0.5ha以上であるとか、地権者全員の合意が必要であるとかといった条件を整える必要があります。

続きまして、おはぐりいただきまして、資料の市街化調整区域既存集落維持型地区計画の進捗状況について御説明いたします。

総社市では、地域活力の低下を招くことがないように、①の説明地区にありますが、広く市街化調整区域において地域づくり協議会や町内会の代表などに説明に回り、地域の実情、地域活動やコミュニティのつながり、または新規住宅者との交流状況などの聞き取りや、この地区計画制度の説明

を行ってまいりました。

そうした中、②進行中の地区ですが、秦、清音の地区で検討を進めてくださっております。これらの地区は、特に地域の代表者の意欲が高く、人口が減少し、将来の地元が衰退してしまう不安から、地域を守るために立ち上がっていただき、協議を進めております。各地区のどこまでを計画の区域として定めるのかという区域案については既に検討していただいております、地区全体の説明会も秦地区で2地区、清音地区で2地区で実施しております。現在の進行状況ですが、地区計画の決定には岡山県との協議が必要であることから、区域案について岡山県との協議を重ねているところがあります。

③今後のスケジュール案ですが、区域案の県協議がまとまりましたら地元を下ろし、地元と市で地権者を抽出、地区整備計画案を作成し、その後、地権者の同意を地元を取ってもらい、また岡山県との協議を重ねて行い、地区計画の案を縦覧し、総社市の都市計画審議会にかけ、都市計画決定の告示となり、最終確定となります。このように、地区計画が確定するまでにはまだ相当の日数を要するものと考えておりますが、市も積極的に地元を支援し、一日でも早い完成を目指していきたいと考えております。

最後に、今後、県協議においても地区計画区域の根拠づけや整備計画の区域案を作成していく必要があります。地元の方々の負担を少しでも減らし、決定までの時間を短縮するために、今年度地区計画策定支援の委託業務を行い、進めているところであります。まだ既存集落維持型の地区計画ができた地区はないため、地区計画を活用しての新規の住宅地はありませんが、この地区計画を策定することにより、その地区計画区域内を基にして、現在の規模のおおむね2割程度分の新規住宅建設が可能となります。例えば20戸ある地区計画を定めた場合、4戸の新規住宅建設が可能となるというのが地区計画制度の概要となっております。

以上で、地区計画制度の説明を終わります。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 御説明ありがとうございました。

この地区計画というのが、基本集落の人口を維持するためのものであると。人口維持と、宅地も2割程度増えるということで、さらに人口増を目指せるというものではあるとは思いますが、3ページの①番のところ、説明地区、市街化調整区域というものが幾つか上がってるんですけども、逆に言うところ以外のところでは対象にならないから説明をしていないのか、もしくはまだできていないのか、まずはそのあたりをお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） この浸水想定区域につきましては、岡山県にも確認しておりますが、現在高梁川、足守川で浸水想定区域が決まっておりますが、新本川とか槇谷川につきましては

確認しましたところそこまでの影響はないということで、大きく久代地区、山田地区、新本地区とありますが、そちらについては現在説明を行っておりません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） そこもそうなんですけど、今池田地区とか北部地域なんかも入ってはいないですけども、そちらのほうも対象ではないのかということが1点と、災害に防災対策を目的としたものでなくても地区計画はできると思うんですけども、そのあたり含めて、水災害ハザードレベルじゃなくても候補にはなると思うんですけども、こちらへの説明は今後はされない予定なんですか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） まずもって池田地区についてはL1、L2での影響、高梁川においては下は幾分ございますが、その上については影響が大きくないということを確認しておりますので行っておりません。また、地区計画については既存集落維持型という形、市街化調整区域の形となっておりますので、人口が減少している、または人口減少がもう想定される区域で定めていくという形となっております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ですので、別に災害が起こるから、L1、L2だからそこに地区計画をというんでなくて、より深刻であると思われる西部地区でも、まあ神在地区、秦地区が入ってますけど、それよりも以西のものであるとか、池田地区、市北部地域のあたりのほうがより人口減少という意味で考えると深刻だと思うんですけども、そちらについて説明を今は行っていないということなんですけれども、今後も地区計画をそちらに張っていかうという考えはないということでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 現行の50戸連たん制度が使える地区につきましては、今後も要はL1とかL2の想定区域、浸水想定区域に入っていないところでは今後も50戸連たん制度が使える予定となっておりますので、それを活用して住宅建設は可能と考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 了承しました。

現在なかなか説明に対して、説明を行っているものの計画が進行しているところが秦地区で2地区と清音地区で4地区というところで、なかなか進んでない状況かなと思うんですけども、ほかの地域については今後進行していくようなめどとか、こういった反応があるのか、担当課のほうで感じている限りでいいのでちょっと教えてください。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） まず、今現在は会長等の意欲の高い秦地区、清音地区で行っておりますが、まず引き続きこうしたほかの地区にも啓発を行うことも大切だと思いますし、この進んでいる地区でモデルケース的な形ができれば、ああ、こういったいい形があるんだなということでさらに広まっていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、今言われたように50戸連たん制度と地区計画というのは並行でできるようなものなんでしょうか。その50戸連たんするんであれば地区計画はできないとかという決まりがあったりとかするんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） できないことはないと思います。ただ、その制度がまだここ使える地域ですので、市のほうとしてはそこができなくなっていく、現在できなくなっている地域を先行して説明を行っているところであります。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） ありがとうございます。であれば、地区の方がやる気になれば地区計画もできていく。どこでも、ほかの場所でもできる可能性はあるということによろしいでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） はい、その可能性はございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） あと教えていただきたいのが、今現状全国で実際に地区計画で先行とか、ちゃんと認可が受けられた場所とかというのはあるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 全国では何箇所か、限られておりますが有るというふうになっております。ただ、岡山県内ではまだ1例もないというふうな形でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 僕も説明会はちょっと行けてないんですけども、地区計画のお話、秦地区のほうでやっているのを聞いておまして、ちょっと問題になっているのが地権者の方のたどりとか、もう県外に出られてる方とか、そういうところでちょっと難儀しそうだという話は聞いてるんですけども、その辺は市がバックアップできる部分というのはバックアップしていただけるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） おっしゃられるように、地権者の方の抽出というのは非常に難しい場合もあるかと思えます。市のほうもちろん協力はしていきますし、またもうどうにもならない、たどり着けないような場合にはその区域からやむを得ない、外していただくというような手も取らざるを得ないのかなと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありますか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 説明はよく分かりました。総社市として人口減少地域、ここに載ってるのも含めてなんですけど、この地区計画をメインとして人口増をしていくというのを中心としてやっていくのか、もうそこにどどん力注ぐというか、予算もそういうふうな形で説明会に。それよりももっと空き家とか、今現在もう空き地になっているところも結構あったりして、そこへの誘致を進める、まあ並行してやっていくのが一番いいのかもしれない、そういう考え方はどうなんですかね。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） まずもって、地区計画制度、既存集落維持型でございますが、こちらのほうは集落の人口維持ということで、人口増までもを目指しているものではございません。ただ、委員おっしゃられましたように、今後このL2まで本格的に令和6年4月から適用されることとなりますと、総社市の市街化調整区域で住宅、現在140戸ほどの50戸連たんを使っている住宅が建てられておりますが、それが相当数減ってしまう。ですので、その後に起こると想定されるのは、それでも建てられるところに何ぼうか建っていくというのにプラス、おっしゃられた空き家については適法に建てられたものであれば建て替えて別の方が住まれるということは可能ですので、そちらの政策も並行して考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 例えば個人でその宅地を造成したいとかという話になったときに、市街化調整区域であるとか農業振興地域で規制が厳しいので、その地域の人たちがその基準に合った場所を選定して、この地区計画に参加して、その人たちが協力してそこに家を建てて来てもらうという、具体的にはそういうことなんですかね、理解は。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 小西委員がおっしゃられたとおりのイメージでございますが、ベースとしてはその集落を当然囲んだ上での、その空いたところというようなイメージでございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、最後に教えてください。

岡山県と協議というところで、どういうところでその引っかかりというか協議する。認可を取るというだけの話なのか、何かしらこう規制があったりとかいろいろ審査があったりするようなものなんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 現在も今後も協議を行ってまいります。まず現在もって協議を重ねておるのが、区域をどこまで区切るか。県の指針等で、今は市の指針もそうですが、できるだけ成型な形、四角とかに囲めれば一番いいかと思うんですが、でも地域、自治会等はそのような形にはなっていないというところをどこまで認めていくか、対外的に説明がつく形で認めていけるかという協議を今は軸に行っているところであります。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 市街化調整区域の50戸連たんの廃止を、岡山市はコンパクトシティーのまちづくりをするために廃止するというのがありました。やっぱり総社市も最終的にはコンパクトシティーでやっていかないと、全市を維持していくのが大変なことになってくると思うんですが、一般的に考えれば市街化調整区域も市街化区域の周辺については市街化区域に編入するという方法が一番インフラを使っていくのにいいと思うんですけど、そういう考えの下にこれはできてはないと思うんですが、どういう考えでこの地区を決めてやるんですか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 小川委員がおっしゃられた市街化区域の沿線部の状況につきましては、ただいま今年度、用途地域の見直しと併せてどういった候補地、適地といったものがあるのかという調査を行っているところであります。

また、この一方で市街化調整区域の維持型の地区計画につきましては、とはいえ昔から住まれている方、その集落があるので、その活動、つながりを守っていくことも大切ではないかということを進めている制度でございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） いいですか。

他に質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 今小川委員の言われたことに付随していくことなんですけれど、要は今この制度をつくっていかうとするのは、やろうとしていることは人口減少化のところの地域にいかにか家を建ててあるかというふうなことに持っていきから要は人口を維持していかうとする制度だと思うんですけど、この中に地区として常盤地区と総社中央地区が入ってるんですけど、今言う、小

川委員も言われたようにその線引き、市街化調整区域のところを広げていくような方法も一つの方法ではあろうと思うんですけど、いかにこの今人口が集中している常盤地区、総社中央地区のほうを人口を増やしていくというのも、総社市全体からしてみたら人口を維持していく、減少化を止めるのは当然必要だと思うんですけど、こういったところでその人口を増やしていくという制度はこれにはあんまり当てはまらないかなと思うんですけど、その総社中央地区の端に要は調整区域なんかがあるのを、これは町内ごとに話をまとめていく話になるんですかね。これは、さっき区域が真四角ならそれでいいと言われとったんですけど、町内が入り組んだり、この地域はじゃあどの区域で話ができるのかなというようなことは、そこら辺はちょっとどういうふうに思われる、ちょっと僕はそこ疑問なんで教えてください。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 深見委員がおっしゃられました総社中央地区、常盤地区等、特に常盤地区では市街化区域と市街化調整区域のほうで混在しているというような状況がございます。ですので、まずその町内会の代表の方等と意見を聞いていたところでもあります。ですので、全体、市街化区域はそのままおっしゃられるように家が今後も建て続けられますので、まずもってその沿線部の市街化調整区域において審査が想定される区域がありますので、そういったところの方々にこれから地区計画についての検討をお願いする説明をしているところですが、現実的に説明をしたところ、現状を申し上げますとなかなかそういった沿線部にはたくさんの、御承知のとおり家が、住宅が、新規の住宅が建ってますので、なかなか今まで住んでいた方と新しい方のあつれきというか、なかなか難しい状況も多々お聞きしておりますので、あんまり歓迎されていない新しい住宅、家がどんどん建っていくのを歓迎していない地区も多い現状はお伺いしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 多分今課長言われるとおりでと思うんですよ。地域の中で、じゃあここ田んぼあるから、市街化調整区域の田んぼがあるからうちの町内の中でどないかならんかなというような話というのは、例えばこの地域の中の町内会の単位で話をしていけばいいということですかね。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 深見委員おっしゃられましたように、町内会、自治会の単位を目安として、もちろん地域の実情に応じて決めていただくことができるものとなっております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、ちょっと教えてください。

これって市街化調整区域だったり農業振興地域だったりするところに例えば住宅が建てれますよ

という制度だと思うんですけど、その場所に例えば地区計画が成立した後に関しても、その農業振興地域とか市街化調整区域というのは生きるものなんですかね。例えばそこに店舗を造ったりとか商売をしたいとかという人が入ってこれるのかどうかというところはどうかですかね。そこだけ教えてください。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） まず、太田委員がおっしゃられたった農業振興地域につきましては、この地区計画の区域の中に含まれないので、そちらのほう除外しております。

もう一点、この地区計画制度を定めた区域内では市街化調整区域に準じた用途の建物を建てるのが可能と考えておりますので、市街化調整区域でも建てれる日常サービスの店舗というのは可能だと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項の(1)、都市公園のトイレの現状について、当局の報告を願います。

都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 報告事項(1)、都市公園のトイレの現状について、資料2により御説明いたします。

まず、都市公園というのは都市公園法または都市計画法に基づき地方公共団体や国により設置される公園または緑地のことであり、市内に73公園あります。そのうち清音ふれあい広場や運動公園、河川敷グラウンド等7公園については他が所管となっておりますので、都市計画課所管の全66の都市公園について御説明いたします。

この66の都市公園の中には、常盤公園や砂川公園といった規模の大きな公園から、泉団地内にある公園、市役所周辺にある石原公園、市成公園、総社公園といった、近隣に住んでいる人の利用に供することを目的とした公園などがあります。なお、よく開発団地に造られている規模の小さな公園は遊園地と言われ、市内に49箇所ありますが、原則その団地内に管理を委ね、安価ではございますが維持管理報償費をお支払いし維持管理を行っていただいておりますので、この中には含まれません。

それでは、資料の表に基づき、66公園のうち管理者についてですが、地元町内会管理が50、障が

い福祉事業所管理が14、シルバー人材センター管理が2箇所となっております。そのうちトイレがある公園は全部で38箇所となっております。そのうち水洗トイレが33箇所、くみ取りトイレが5箇所となっております。

トイレの清掃回数については月1回が最も多く、その他に週2回、週1回、週3回となっております。ただ、現状としましては、週1回の巡回のときにトイレが汚れていた場合は清掃して下さっている状況となっております。

維持管理に係る経費につきましては、公園の面積などによって算定しております。令和4年度実績で申し上げますと、指定管理である砂川公園の806万円を含め、66箇所の合計金額は1,639万7,195円となっております。砂川公園以外の65箇所平均で申し上げますと、1公園当たり年間約12万8,000円となっております。総社西公園や常盤公園といった大きな公園がある中、巡回や草刈り、トイレ清掃などの公園管理をしていただき、一月当たり1万円程度となっております。

また、最近のトイレ改修状況としましては、トイレピカピカ大作戦もあり、平成27年度に石原公園、平成29年度に市成公園、平成30年度から令和元年度に文化筋まちかどの泉公園と、市街地中心部にあり利用の多い公園トイレの改修を行っております。

今後の改修方針についてですが、砂川公園については水洗化に向けた処理方法の検討を行っており、財政の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。他の公園については、令和3年度に策定した公園長寿命化計画に基づき、昨年度から老朽化した危険な遊具の更新を行っております。引き続きこの計画に基づき、まずは子どもたちにとって安全に利用できる公園となるよう、遊具の更新に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 今、洋式のトイレ数とかというのは何ぼぐらいあって、残りその洋式化さされてないトイレというのはどのぐらいあるもののでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 細かい数字についてはすぐ申し上げられませんが、圧倒的な割合で和式が多い状況となっております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 例えばその洋式化することによって清掃費用が安くなったりとか、そういうことはあったりするのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 現行でもトイレある、なしによって算定しておりますので、そう

した型式によって変わることはないと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 今後も公園の洋式化の計画とかは順次行って、洋式なのか、洋式と水洗化併せてなのかちょっと分かんないですけど、その辺の計画は順次されていく予定でしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） トイレについての太田委員から御質問ですが、まずもって今市のほうで早急に進めてまいりたいと考えておるのが、昨今も事故の多い遊具、公園遊具の劣化あるいはハザードによって子どもがけがをしたりしないようにということの安全性の担保に力を入れておりますので、長寿命化計画に基づく遊具の更新を優先して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。

既存のトイレがある場所が公園数66のうち38ということで、そもそも水洗、くみ取り、和式をおいてもないところが多いというのが現状かなというふうに感じておりますが、既存の遊具の安全性の担保であるとか長寿命化も必要だと思うんですけども、ない場所に対して今後設置していくことは計画上どのようにお考えでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 荒木委員からの、ない場所についての設置の検討についてでございますが、現行、御承知のようにできてから何十年もたって、特に団地内等では利用のほうも大分昔に比べて公園利用というのは減ってきているような状況もございます。例えば遊具更新の御相談が町内会に上がってきたときに、その遊具もう使ようらんから撤去してくださいという声も複数お聞きし、その代わりにそこを防災上の避難場所というような形で利用させていただきというふうなお声もあります。そうしたことから、現行ではそのトイレのない場所への増設というのは検討しておりません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 公園利用が減っているので遊具も要らないし、何だったら災害時の防災の拠点というか、そういうものに使いたいということですね。

ちょっとトイレのことから離れてしまうのかも分からないですけども、であるならその公園自体が不要ということであれば、もう公園閉鎖も考えたりとか、防災とか災害時に避難所とかに使うのであれば逆にトイレが必要だと思うんですけども、そのあたりは。まあ閉鎖のことはちょっと別ですけども、やっぱり災害の拠点にするのであればトイレが必要だと思うんですけど、そのあた

りはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（三上周治君） 建設部長。

○建設部長（河田秀則君） トイレも、時代とともにいろいろな要請を地域で担っていく部分が確かにあると思います。ちょっと今の法律の下では、都市公園に新たにトイレを造る場合には必ず多目的トイレでないといけないというようなことがもう決まっておりますので、新たに設置する場合には1,000万円単位のお金をかけて造るか造らないかというような議論になってまいります。

災害時等で公園を利用したいというような地区もございます。地区として防災の備蓄を公園に置かせてほしいというところもございます。そういった要請には応えさせていただきながら、有事の際には簡易トイレを借りてくるとか、そういったことも必要になるのかなと考えております。

あくまで今の、我々が地元と連携する中では特に遊具についての更新であるとか、あるいはもうなくてもいいからみんなが広く使える場所が欲しいとか、そういった声に基づいて今のところは更新をさせていただいてるという現状がございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 承知しました。

現状、くみ取りの箇所が5箇所まだ残っているということですがけれども、実はこの話の発端が、議員の中で班をつくって地域の方と意見交換会を行っている中で、近所のトイレが掃除はできてるんですけども古い、また和式であるとか、あとちょっと暗いということで子どもたちも怖がって、その公園自体はすごく利用されてる公園なんですけども、子どもたちが怖がって使えないと。近所にたまたま公民館分館があるのでそちらを利用してるんですけども、トイレの利用ができないんですという意見をいただいたので、ちょっとこういう話になってるところがあるんですね。ということで、遊具のことはあるんでしょうけれども、こういったせつかくあるのに使えないような状態では本当にちょっと、使えない状態ではないんですけども、実際子どもたちが使えないということであれば意味がないものにもなってしまいますので、そういったところを少しでも使いやすい環境の整備をできたらお願いしたいというふうに考えております。

ですので、この巡回というふうに書いてある、この巡回はちなみに管理者の方が行っているということでしょうか、市のほうで行っているんでしょうか。市のほうで行っているのであれば、そういったところをピックアップしていただいて、少しでも明るくて怖くないようなトイレになるような方向に進めていっていただきたいと思うんですけども、そのあたり、予算がかかると思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 公園のトイレの環境改善でございますが、市のほうとしてできること、明るくする、あるいはきれいな状態にするのは地元の方に清掃管理をお願いしてるので引き続きお願いするといった、可能なことを今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 課長、巡回は誰がしてるんですかという質問。

○都市計画課長（荒木久典君）（続）巡回のほうは地元の方に清掃管理委託をお願いしております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ありがとうございます。巡回のほうも地元の方をお願いしてるということで、これはトイレに限ったことではないかも分からないですけども、こういった町内会のほうに管理をお願いしている中で、トイレちょっと離れるかも分からん、トイレ含めて要望なんかは都度上がってきたりしてるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 要望等の声は随時承っております。多いのが剪定等、ちょっと高い大きい木の伐採とか、そういった御相談が多い状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） トイレじゃない話になってしまうんですけども、関連で。

ちょっとうちも子どもがいまして公園で遊ばせるんですけども、ちょうど総社市の今さっきも言った遊具の話で、遊具があまりにもしょぼいというか、少ないというか。もうしょうがないから酒津のほうに行ったりするんですが。なんで、その辺はちょっと充実していただければ子ども世代に喜ばれるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（三上周治君） 太田委員、ちょっとトイレの関係ですので。

（「すみません」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入替えのため休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(2)、市民農園の現状及び新設農園の進捗状況について、当局の報告を願います。

農林課長。

○農林課長（小川正義君） それでは、市民農園の現状及び新設農園の進捗状況について御説明をさせていただきますので、5ページの資料の3を御覧ください。

まず、市民農園の現状についてでございます。

現在におきましては、資料にありますとおり秦、富原、刑部第2及び山手の大池上の計4箇所の市民の農園で現在貸付けを行っております。区画数としましては秦が21区画、富原、刑部第2が22区画、大池上が23区画でございます。また、現在の利用状況といたしましては、秦地区で1箇所空きがあるだけで、そのほかは全て御利用いただいている状況でございます。

なお、6ページ、次のページに各農園の位置は一応掲載させていただいておりますので、また参考に御覧いただければと思います。

次に、また5ページに戻りますが、市民農園の貸付条件についてですが、これは総社市市民農園貸付規則により定められておりまして、資料にありますとおり市内に住所を有する方であること、そして貸付期間は3年以内であること、そして貸付面積はおおむね30㎡の、この三つを条件としております。

次に、利用上の制限といたしましては、規則上、建物及び工作物の設置や営利を目的とした作物の栽培、そして貸付農地を第三者に転貸することにつきましては禁止事項とさせていただいております。また、実際に利用希望者とその利用の契約を締結する際には、規則上の三つの禁止事項以外に、指定された区域以外への立入りや廃物、汚物または農作物栽培に必要な物の搬入や土の搬出についても禁止をいたしております。

次に、利用料につきましては、前納という扱いとさせていただいております、1区画当たり月額250円としております。年間利用であれば3,000円の負担で農園を御利用いただけるようになっております。

続きまして、7ページでございますが、今年度、市民農園を新たに1箇所整備する事業として予算を計上させていただいておりますが、まず設置場所についてでございます。

市民農園の利用者のニーズといたしましては、市街化区域の方の利用が非常に多いことから、市街化エリアから少し離れた市街化調整区域内に設置するのが非常に効果的でございます。また、市民から認知されやすい場所であり、利用者が幹線道路から比較的容易に農園まで通えるよう道路が整備されているといった利便性や、既存の市民農園との配置のバランス、また荒廃農地再生の意義なども考慮しまして、今回これらの条件に合致している清音軽部地区にある農地に市民農園を整備することといたしております。

また、規模につきましては、今回2筆の農地が対象地となりますが、面積としましては約2.5反でございます。

なお、イメージがちょっとなかなかつかめないと思いますので、参考までに次の8ページにその現地の写真を掲載させていただいておりますので、また御覧いただければと思います。

次に、9ページを御覧ください。

まだあくまでちょっと予定ではございますが、新設市民農園の計画平面図を掲載させていただいております。

区画数としましては、既存の市民農園が21から23区画であるのに対しまして、清音地区の新設の市民農園につきましては、これまでのいわゆる市民農園に対する人気等も踏まえまして、より多くの人に親んでもらえるよう41区画の整備を予定しております。

その他、市街化区域から車で来られる方も想定しまして、普通車が10台程度止められる駐車場の整備なども予定しているところでございます。

今後のスケジュール感としましては、9ページに記載しておりますが、現在設計をしております、12月中旬に入札予定でございます。工事の着手は年明けの1月を予定しており、3月中旬頃の完成を見込んでおります。また、総社市民農園貸付規則につきましても、今年度中に新設の市民農園を加える改正を行う予定でございます。その後、利用者の募集を広報紙を通じまして来年の4月に行い、5月から農地の貸付けが行えるように考えているところでございます。

最後になりますが、市民農園事業につきましては、まず家庭菜園程度で気軽に楽しみたいという方や、市外、特に都心部から移住・定住者で農業をしてみたいといった方々が農業に対する理解、親しみを深めるきっかけづくりの役割や効果がございます。農業への入り口の門戸を広く開いていく取組として、今回新たな市民農園整備を行っているところであり、今後総社市の農業振興の一助となればと考えているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。

冒頭の概要のところ、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともに農業に対する理解を深めること等を目的にというふうにあります。先ほど説明の中では荒廃農地の利用も含めてというお話があったんですけども、ここに書かれてることを読む限りではやはり自然に触れ合うですとか農業に対する理解を深めることを目的ということになっているんですが、これ今現在、この本来の目的が達成できているのか。ニーズはあると思うんですね、埋まっている、またさらに造るということで。単純に本当、レンタル農場になっているんじゃないかなというふうにとちょっと感じているんですが、利用者からの声とかの吸い上げがもしあるのであれば、そこも含めて本来の目的が達成できているのか、単にレンタル農場になっていないのかという部分についてちょっとお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） レンタル農園といいますか、結構市民農園につきましては本当に人気でございます、月に数件程度の問合せがございます。先ほど申し上げたとおり、市民農園自体

が結構ほぼ埋まっている状態でございますので、いつもお断りをさせていただいておるんですけども、今回市民農園整備という、新しく整備するという情報を手に入れられた方等につきましても、できれば市民農園をぜひやらせていただきたいと。いわゆる市街化区域の方が、どうしてもやっぱり宅地の家庭菜園がしづらいという方が結構いらっしゃいます。その中で、やっぱり住宅街になりますと家とかの日陰とかもありまして、なかなか思いどおりに家庭菜園ができない方もいらっしゃるようで、そういった方々が開けた農地で市民農園をぜひ楽しみたいという、楽しみにされている方も非常に多いという現状をお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） やはり農業に対する理解というよりは、農業自体を理解してないわけではなくって、農地として借りたいという声のほうが、単純に農地として借りたいという声が大いかなというふうに感じます。であるならば、まああくまで市民農園なんでしょうけれども、もっと規模を大きくしてさらに貸付を行うとかそういうのが、荒廃農地を本当に利用するという側面をもっと大きく出していったほうがいいんじゃないかなというふうに感じてるんですね。農業の後継者問題なんかもありますし、そこをしっかりと踏まえた上での、農業をやりたい人とのマッチングになるとちょっと大きくなり過ぎるのかも分からないですけども、市民農園、家庭菜園とはいえもっと大きくやりたい方もいると思います。現行では1区画のみしか貸付けが行われていないので、そういったところの規模も含めてさらに考えていただけたらいいかなと思います。

というのが1点と、もう1点は、これ今現状では市内に住所を有する者にしか貸付けを行っていないんですけども、こちらを市外まで広げることで、ちょっと政策としては崩れてくるかも知れないですけども、それを理由に、先ほどの説明では移住・定住してきた方が農業を体験するために借りるとあったんですけども、逆にここで市民農園借りてできるので、じゃあちょっと移住してみようかというきっかけになるかも知れないので、市外の方へもちょっと門戸を広げるというふうな考えも持っていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） まさしくそのとおりでございます、我々も市民農園で、そこで農業を楽しみたいというところで終わるのではなく、本来の農業の目的といいますか、本格的な農業をやりたいという方をいかに増やしていくかというのが課題でございます。当然荒廃農地が増えていますので、そういったところへそういった興味のある方がやっていただくような形を取っていくのが理想なんですけれども、総社市としましては流動化制度というのがございます、農地の貸し借り。ですので、そういった形で本当に農業をやりたいんだという方が現れば、当然市としても流動化推進制度を推奨しながらそういった形でサポートしていきたいと思っています。

市民農園につきましては、販売目的は禁止でございます。ですが、本当に興味を持たれて自分で作った野菜を市場に売りたいとかということになるのであれば、当然流動化推進の制度を使ってい

ただければそういったこともできるようになりますので、市としましてもできれば本格的な農業にいかに関心を持っていただくかということに傾注していきたいというふうにも今後も考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 課長、市内の方に限るところの答弁をお願いします。

○農林課長（小川正義君）（続）取りあえずその市内の住所の方というのが、結局先ほども申し上げましたとおり非常に人気でございます、市内の方だけでも十分埋まるような状態でございますので、まずは税金を納めていただいている市民の方を優遇させていただいてという形で貸付けを行わせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 整備自体には当然お金がかかるので、イニシャルがかかるのでどんどん増やすというわけにいかないと思うんですけども、運用自体は負担金収入と予算とを見るととんとんぐらいで終わってるように感じますので、できればこれを拡充させていただいて、市外のほうにも声かけられるようにしていただけたらと思いますので、そのあたりも今後の検討材料としてよろしく願いいたします。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 当然市民農園、今回清音の市民農園整備をした結果、すぐに埋まるような状況であれば、当然市としましても新たな市民農園の整備というのは考えていかなければならないかなというふうにも考えております。ただ、市民農園の設置の条件がいろいろ実はありまして、接道条件であるとか、あと水利の問題、それから場所もどこでもいいというわけではなく、本来であれば本来の農地の経営に支障を来さない場所というのが条件でありますので、そういった条件がそぐう場所があり、さらにそういった要望が多い状況がまたできれば、当然整備というものは考えていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 整備にかなりお金がかかると思うんですが、これはもう全額市の負担で整備されるわけですか。

それと、これだけお金をかけてやるんでしたら、地主との賃貸契約が何年でやられとんかというのをちょっと知りたいんで、お願いします。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 整備につきましては、確かにちょっと今想定していた面積よりも実際その地権者の方の了解を得られた場所が若干増えて2.5反になっておりますので、その点ちょっ

と実際は予算額ぎりぎりかなと。さらに水路が結構横に走っておりますが、ちょっと大きめの水路でございますので、転落防止等も含めまして、柵もちょっと当初の予定とは外しまして、そういった柵も設置しなければならないかなということ、工事費としては予算ぎりぎりなのかなというふうに感じているところでございます。

あと、賃借料につきましては、今の既存の市民農園4箇所ございますが、その賃借料の決め方としましては農業委員会だより4月に発行しております、その4月号の中に総社市内の畑のいわゆる貸し借りの平均値、平均額というのを載せておりますが、その過去3年間の平均額を契約時に設定をさせていただいているところでございます。

あと、契約年数につきましては、3年間で一応契約をさせていただくようにしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員、大丈夫ですか。

課長、予算のことを聞かれたと思うんですが、単市で大丈夫ですか。

農林課長。

○農林課長（小川正義君） はい、一応単市で大丈夫だと思います。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） 聞こうとしたことは先ほどの小川委員の質問で大体分かったんですが、例えばこのたびの清音地区は荒廃地だった、その地主さんから申入れがあったのか、その地域の方があそこ何も耕作してないぞと、いいんじゃないかという声があったのか、市が積極的に人気が多いのでいろんなところを調査して、おっと思ったのか。何らかのどういうアクションで、経緯ですね、それをお知らせください。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） もともとの話としましては、清音地区で設置をしたいというのがございましたので、市のほうである程度ピックアップしておりました。ピックアップする中で、事前に市として一回、どの辺が荒廃農地で使えそうかなというのを探っておりました。ですが、当初の予定の地権者の方と実際に交渉したところ、そこが駄目という、貸したくはないということでしたので、市としましては清音地区の農業委員のほうにちょっと相談をさせていただきました。その中で、荒廃農地ならここここここがあるよという情報を得ましたので、一緒に現地を回らせていただいて、その中で先ほど申し上げた水利、あと道路、そういった条件に合致するところが実際にあったのが今回のこの場所が唯一1箇所だったということ、ここの方と、地権者の方と相談、ちょっと協議をさせていただいたところ、快く了承いただきましたので決定したところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） ありがとうございます。大変よく分かりました。ということは、例えば人気も大分あるということで、まだまだそこも多分いっぱい、いい環境のところなので多分埋まるだろうと思いますが、市内でその条件に合致するようなところがあって、ここもいいなと思うようなことが、例えばこの地域の方とかそういう方からお声がかかったら、まだ展開していくというお考えはあるんですね。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） もちろんその意向はございます。ただ、広く門戸を広げていくという意味では本当に有効な事業だと思いますので、当然今も何件か、こういうところが市民農園で使えるんじゃないかなという話はいただいておりますが、実際のところはやっぱり接道がほとんど獣道みたいなところに入っていけないとかというのがありますので、その事業をまた考えるときにその辺はしっかり地元の方の意見を聞きながら選定をしていければというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 契約3年と言われたんですけど、その基準、途中からでまた3年。4月1日からの人は3年で、6月の人は6月からまた3年ということか。

そして、契約が3年たったときは継続して、もう私やめますと言わない限りはそのままずっと行くのか。あと、この人借りとるけど何もしょうらんけえと言われて、周りの人から、もうあの人に貸しちゃらんということもできるのかどうか。

あともう一点、これ41区画で今までのところの倍ぐらいあるんですけど、トイレとか仮設トイレとかの設置はできるのかな。その辺をちょっと。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） まず、1点目の契約3年ですが、これは4月1日であろうが月の途中でであろうが、どこでも一応できるのはできるようになっております。

あと、自動更新につきましては、原則できるようにはなっております。ですので、やりたい方がいらっしゃれば更新はさせていただいております。

あと、トイレとかの設備につきましては、特定農地貸付法という法律に基づいてるものでございまして、そういった施設的なものというのは一応整備ができない内容になっておりますので、基本的にそのトイレとかを置くことはできないようになっております。もう個別の法律がありまして、それは本当に大規模な市民農園をやるようなやつについては当然施設整備ができるようなつくりになってますので、そっちの法律でいけばそういった倉庫であるとかトイレ、そういった整備はできるんですけど、今回のうちの市民農園をさせていただいている元の法律というのがそういった整備ができないという内容でございまして、そこについては考えておりません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 課長、隣の人がとかという質問があったと思うんですけど。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 確かにそういう事例がございます。当然あまりに放置している場合はうちのほうが勧告をして、それでも従わない場合はやめていただくと。通常、管理人さんを置いておりますので、その方には御相談をさせていただいて、草刈り等を、あまり周りの区画に影響があるようでしたらそういったところへお願いをして草刈りをしていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 確認ですけど、契約期間ですけど、これはもう何回でも契約が更新できる、最長何年とかということはないん、くくりは。

あと一点、トイレですけど、仮設の、要は工事現場に置いてあるトイレがありますよね、タンクがあつて。そういうのも設置は駄目なんですかね。今回41区画とかなり大きい規模で、そこで子ども連れとかが楽しみに芋掘りに行ったときにトイレとかがなかったらちょっと困るという話にもなるんじゃないかと思うんですけど、近くにコンビニとかそういうところがあればいいんですけど、多分こういうところないんで、その辺はどうなんですか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 今の現状でいきますと、3年間の更新というのは基本何度でも更新ができるようにはなっております。ただ、あまりに人気の状況で、やりたい方ができないという状況が続くようでしたら、ちょっとその辺はまた考えていかなければならないかなというふうには考えております。

あと、トイレの仮設についてなんですけど、これはちょっとまた状況を見ながら考えさせていただきたいなというふうに思ってます、今はすみません、ここでやる、やらないというのはなかなかお答えしづらいので。そこは検討させて、できるようであればまたさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。約10分。

休憩 午前11時8分

再開 午前11時18分

○委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(3)、中原雨水渠整備について、当局の報告を願います。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 報告事項(3)、中原雨水渠整備についてでございます。

今回整備を予定している中原雨水渠につきまして御説明を申し上げます。

10ページの資料4を御覧ください。

ちょっとこの、すみません、図面が分かりにくいので少し説明させていただくんですが、このAからDのラインのこの右側が真壁の市営住宅跡地でございます。方向的にいきますと、このAの北側にウィングバレイがあると思っただけだと思います。メインの水路としてはA、B、Cがメインの水路になっております。これまでAからB、Cが、ちょっとこれ色塗りしてないんですが、水路があります。いいですかね。

既存の水路、すみません、色塗りをしてないんで、分かりにくくて。

○委員長（三上周治君） 課長、場所を先に分かりやすく説明してあげてください。

○下水道課長（木村勝彦君）（続）場所が、真壁の市営住宅の跡地がこのAからDのラインの右側、建物の形があるんで何か建物が建ってるように見えるんですけど、今もうここ何もない状態の。

○委員長（三上周治君） すみません、休憩にします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き、課長、最初からお願いいたします。

○下水道課長（木村勝彦君） すみません、報告事項(3)、中原雨水渠整備について御説明を申し上げます。

これまで、中原川流域の浸水被害軽減のために、平成10年度より中原雨水渠の整備を進めてまいりました。そういった中で、今回は真壁市営住宅跡地を利用いたしまして、この西側のAからD地点のところにも既設の水路がございまして、この下のところに標準断面図というのが載ってるかと思うんですけども、この黒いほうが既設の水路、ここにも水路がございまして。この水路の横に並行するように新たな水路の整備を予定しており、その整備により水位低下が図られるものと考えており、結果として浸水被害が軽減されるものと考えられます。

なお、今後といたしましては、詳細設計を行った上で地元とも協議を行う予定にいたしており、地元の了解が得られれば来年度工事を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） ありがとうございます。要は併設で2本並べて造ったということは水はけがよくなるんですけど、そのよくなった先ですね、一遍に流れていったら、またそっちへたまった

水がまとめて行くようになってしまふようになりゃへんかと思うんですけど、そこら辺は大丈夫な
んかな。流れがよくなるというのは分かるんですけど。

○委員長（三上周治君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 現在この下流域についても、中原線から北も一部整備が済んでおり
ますので、下流への影響はあまりないと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） この下の絵を見ると、水路の上は通れるんですか、道路みたいに。

○委員長（三上周治君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 既設の水路は、今は水路の上に蓋がしてある状態で、新設の水路は
こういうボックスカルバートみたいなのを考えております。通行は、ですから今既存の蓋の上はち
よっと歩いたり是可以しますが、車とかは今のこのままだったらできないと思うんで、今後何らか
措置はあるかと思うんですけども。新設のほうはこういうボックスカルバートで、暗渠に。大丈
夫です、通れます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） この太い赤線が今ここへ出てる、これと、そのDからCはちょっと細くな
ってますよね。これは水路の幅が違うということですか。

○委員長（三上周治君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 今、既存の水路としてはこの黒いところが、AからDの中の既存の
水路があるだけで、DからCのところについては少し細いです。すみません、変わらないです、す
みません。このAからDは既存と新設を足した幅がこれだけあると、今後なるという幅です。

○委員長（三上周治君） 課長、AからDが太くて、DからCが細くなってるから、その違いはど
うですかと深見委員は聞かれていますので、そのことに答えてください。

○下水道課長（木村勝彦君）（続）DからCについても、この実際の結果としての幅からいうと細
く見えるんですけど、今の同程度の水路が現在でもあります。

○委員長（三上周治君） DとCのが細くなってるけど、AとDと太うなってるけど、現場は同じ
太さというて深見委員は聞かれていますんですけど、それでいいんですか。

ちょっと休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○委員長（三上周治君） それでは、会議を再開いたします。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） AからDのところ、ちょっと太く見えるんですけども、今もこのDからCについては十分な水路がありますので、大丈夫です。一緒です。同程度の水路があります。

○委員長（三上周治君） 課長、だから新設されてもちゃんと下まで流れるかというのを心配されてる質問だと思うんですけど。

○下水道課長（木村勝彦君）（続）流れる水路が今もありますので、大丈夫です。

○委員長（三上周治君） いいですか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） すみません、勘違いなのかも分からないですけど、これAD、DCが赤で書いてるんで、両方とも新設だと思ったんですけども、新設はADだけなんですか。DCは既存のものを使うということですか。

○委員長（三上周治君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） DからCは既存の水路を使うことになりますが、この一部、少しくの字になってると思うんですけど、今はこれが真っすぐぶつかるようになってるんですけど、少し軽く曲げるように予定しております。

○委員長（三上周治君） いいですか。

他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） もういろいろあったんでよく分かったんです、最終的にはよく分かったんですけど、今度こういう資料を出すときはもっと、極端に言ったら最初から位置がよく分かる地図と、それから現場の写真とかも添付して、できた暁には予想図がこうなるとか、ある程度のをこちらに提示していただきたいと思いましたんで、一言。

○委員長（三上周治君） 環境水道部長。

○環境水道部長（三宅伸明君） 大変申し訳ございません、本当、加藤委員おっしゃるとおりで、位置図と、それから写真もつけてしっかりと分かりやすい図面にしたいと思います。申し訳ございませんでした。以後気をつけます。

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分